

## 交付図書の訂正について

平成30年 3月12日

(契約責任者) 東日本高速道路株式会社 北海道支社

支社長 大越良記

平成30年2月6日付けで入札公告を行いました「道央自動車道 岩見沢管内舗装補修工事」に係る交付図書の内容の一部に誤りがありましたので、別添のとおり訂正します。

### 【訂正内容】

別添「正誤表」をご覧ください。

正 誤 表

工事名) 道央自動車道 岩見沢管内舗装補修工事

	誤	正																																								
特記仕様書 (20 頁)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>切削オーバーレイ工 A 2-1 (Y)</td> <td>美唄 I C を夜間ランプ閉鎖規制内において、既設舗装路面を路面切削機で切削した後、基層用アスファルト混合物及び高機能舗装 II 型用混合物を舗設するもの (切削廃材の処分費は有償)。</td> </tr> <tr> <td>打換工 A 1-1</td> <td>江別西 I C A、D、E、F ランプを車線規制内において、基層表面から上層路盤表面までを路面切削機で切削した後、表層表面の高さまで基層用アスファルト混合物を舗設するもの (切削廃材の処分費は有償)。</td> </tr> <tr> <td>打換工 A 1-1 (Y)</td> <td>江別西 I C B、C、G、H ランプを夜間ランプ閉鎖規制内において、基層表面から上層路盤表面までを路面切削機で切削した後、表層表面の高さまで基層用アスファルト混合物を舗設するもの (切削廃材の処分費は有償)。</td> </tr> <tr> <td>打換工 A 1-2 (Y)</td> <td>美唄 I C A、B、C、D ランプを夜間ランプ閉鎖規制内において、基層表面から上層路盤表面までを路面切削機で切削した後、表層表面の高さまで基層用アスファルト混合物を舗設するもの (切削廃材の処分費は有償)。</td> </tr> <tr> <td>レベリング工 橋梁レベリング混合物 A (T)</td> <td>昼夜連続車線規制内において、橋梁部に橋梁レベリング混合物を舗設するもの。</td> </tr> <tr> <td>レベリング工 アスファルト基層混合物 A (Y)</td> <td>夜間駐車場規制内において、野幌 P A 駐車場部 (上り線) に基層混合物を舗設するもの。</td> </tr> <tr> <td>レベリング工 アスファルト基層混合物 B</td> <td>駐車場規制内において、野幌 P A 駐車場部 (下り線) に基層混合物を舗設するもの。</td> </tr> <tr> <td>レベリング工 アスファルト安定処理混合物 A (Y)</td> <td>夜間駐車場規制内において、野幌 P A 駐車場部 (上り線) にアスファルト安定処理混合物を舗設するもの。</td> </tr> <tr> <td>レベリング工 アスファルト安定処理混合物 B</td> <td>駐車場規制内において、野幌 P A 駐車場部 (下り線) にアスファルト安定処理混合物を舗設するもの。</td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	区分内容	切削オーバーレイ工 A 2-1 (Y)	美唄 I C を夜間ランプ閉鎖規制内において、既設舗装路面を路面切削機で切削した後、基層用アスファルト混合物及び高機能舗装 II 型用混合物を舗設するもの (切削廃材の処分費は有償)。	打換工 A 1-1	江別西 I C A、D、E、F ランプを車線規制内において、基層表面から上層路盤表面までを路面切削機で切削した後、表層表面の高さまで基層用アスファルト混合物を舗設するもの (切削廃材の処分費は有償)。	打換工 A 1-1 (Y)	江別西 I C B、C、G、H ランプを夜間ランプ閉鎖規制内において、基層表面から上層路盤表面までを路面切削機で切削した後、表層表面の高さまで基層用アスファルト混合物を舗設するもの (切削廃材の処分費は有償)。	打換工 A 1-2 (Y)	美唄 I C A、B、C、D ランプを夜間ランプ閉鎖規制内において、基層表面から上層路盤表面までを路面切削機で切削した後、表層表面の高さまで基層用アスファルト混合物を舗設するもの (切削廃材の処分費は有償)。	レベリング工 橋梁レベリング混合物 A (T)	昼夜連続車線規制内において、橋梁部に橋梁レベリング混合物を舗設するもの。	レベリング工 アスファルト基層混合物 A (Y)	夜間駐車場規制内において、野幌 P A 駐車場部 (上り線) に基層混合物を舗設するもの。	レベリング工 アスファルト基層混合物 B	駐車場規制内において、野幌 P A 駐車場部 (下り線) に基層混合物を舗設するもの。	レベリング工 アスファルト安定処理混合物 A (Y)	夜間駐車場規制内において、野幌 P A 駐車場部 (上り線) にアスファルト安定処理混合物を舗設するもの。	レベリング工 アスファルト安定処理混合物 B	駐車場規制内において、野幌 P A 駐車場部 (下り線) にアスファルト安定処理混合物を舗設するもの。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>切削オーバーレイ工 A 2-1 (Y)</td> <td>美唄 I C を夜間ランプ閉鎖規制内において、既設舗装路面を路面切削機で切削した後、基層用アスファルト混合物及び高機能舗装 II 型用混合物を舗設するもの (切削廃材の処分費は有償)。</td> </tr> <tr> <td>打換工 A 1-1</td> <td>江別西 I C A、D、E、F ランプを車線規制内において、基層表面から上層路盤表面までを路面切削機で切削した後、<b>基層</b>表面の高さまで基層用アスファルト混合物を舗設するもの (切削廃材の処分費は有償)。</td> </tr> <tr> <td>打換工 A 1-1 (Y)</td> <td>江別西 I C B、C、G、H ランプを夜間ランプ閉鎖規制内において、<b>基層</b>表面から上層路盤表面までを路面切削機で切削した後、<b>基層</b>表面の高さまで基層用アスファルト混合物を舗設するもの (切削廃材の処分費は有償)。</td> </tr> <tr> <td>打換工 A 1-2 (Y)</td> <td>美唄 I C A、B、C、D ランプを夜間ランプ閉鎖規制内において、<b>基層</b>表面から上層路盤表面までを路面切削機で切削した後、<b>基層</b>表面の高さまで基層用アスファルト混合物を舗設するもの (切削廃材の処分費は有償)。</td> </tr> <tr> <td>レベリング工 橋梁レベリング混合物 A (T)</td> <td>昼夜連続車線規制内において、橋梁部に橋梁レベリング混合物を舗設するもの。</td> </tr> <tr> <td>レベリング工 アスファルト基層混合物 A (Y)</td> <td>夜間駐車場規制内において、野幌 P A 駐車場部 (上り線) に基層混合物を舗設するもの。</td> </tr> <tr> <td>レベリング工 アスファルト基層混合物 B</td> <td>駐車場規制内において、野幌 P A 駐車場部 (下り線) に基層混合物を舗設するもの。</td> </tr> <tr> <td>レベリング工 アスファルト安定処理混合物 A (Y)</td> <td>夜間駐車場規制内において、野幌 P A 駐車場部 (上り線) にアスファルト安定処理混合物を舗設するもの。</td> </tr> <tr> <td>レベリング工 アスファルト安定処理混合物 B</td> <td>駐車場規制内において、野幌 P A 駐車場部 (下り線) にアスファルト安定処理混合物を舗設するもの。</td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	区分内容	切削オーバーレイ工 A 2-1 (Y)	美唄 I C を夜間ランプ閉鎖規制内において、既設舗装路面を路面切削機で切削した後、基層用アスファルト混合物及び高機能舗装 II 型用混合物を舗設するもの (切削廃材の処分費は有償)。	打換工 A 1-1	江別西 I C A、D、E、F ランプを車線規制内において、基層表面から上層路盤表面までを路面切削機で切削した後、 <b>基層</b> 表面の高さまで基層用アスファルト混合物を舗設するもの (切削廃材の処分費は有償)。	打換工 A 1-1 (Y)	江別西 I C B、C、G、H ランプを夜間ランプ閉鎖規制内において、 <b>基層</b> 表面から上層路盤表面までを路面切削機で切削した後、 <b>基層</b> 表面の高さまで基層用アスファルト混合物を舗設するもの (切削廃材の処分費は有償)。	打換工 A 1-2 (Y)	美唄 I C A、B、C、D ランプを夜間ランプ閉鎖規制内において、 <b>基層</b> 表面から上層路盤表面までを路面切削機で切削した後、 <b>基層</b> 表面の高さまで基層用アスファルト混合物を舗設するもの (切削廃材の処分費は有償)。	レベリング工 橋梁レベリング混合物 A (T)	昼夜連続車線規制内において、橋梁部に橋梁レベリング混合物を舗設するもの。	レベリング工 アスファルト基層混合物 A (Y)	夜間駐車場規制内において、野幌 P A 駐車場部 (上り線) に基層混合物を舗設するもの。	レベリング工 アスファルト基層混合物 B	駐車場規制内において、野幌 P A 駐車場部 (下り線) に基層混合物を舗設するもの。	レベリング工 アスファルト安定処理混合物 A (Y)	夜間駐車場規制内において、野幌 P A 駐車場部 (上り線) にアスファルト安定処理混合物を舗設するもの。	レベリング工 アスファルト安定処理混合物 B	駐車場規制内において、野幌 P A 駐車場部 (下り線) にアスファルト安定処理混合物を舗設するもの。
	単価表の項目	区分内容																																								
	切削オーバーレイ工 A 2-1 (Y)	美唄 I C を夜間ランプ閉鎖規制内において、既設舗装路面を路面切削機で切削した後、基層用アスファルト混合物及び高機能舗装 II 型用混合物を舗設するもの (切削廃材の処分費は有償)。																																								
	打換工 A 1-1	江別西 I C A、D、E、F ランプを車線規制内において、基層表面から上層路盤表面までを路面切削機で切削した後、表層表面の高さまで基層用アスファルト混合物を舗設するもの (切削廃材の処分費は有償)。																																								
	打換工 A 1-1 (Y)	江別西 I C B、C、G、H ランプを夜間ランプ閉鎖規制内において、基層表面から上層路盤表面までを路面切削機で切削した後、表層表面の高さまで基層用アスファルト混合物を舗設するもの (切削廃材の処分費は有償)。																																								
	打換工 A 1-2 (Y)	美唄 I C A、B、C、D ランプを夜間ランプ閉鎖規制内において、基層表面から上層路盤表面までを路面切削機で切削した後、表層表面の高さまで基層用アスファルト混合物を舗設するもの (切削廃材の処分費は有償)。																																								
	レベリング工 橋梁レベリング混合物 A (T)	昼夜連続車線規制内において、橋梁部に橋梁レベリング混合物を舗設するもの。																																								
	レベリング工 アスファルト基層混合物 A (Y)	夜間駐車場規制内において、野幌 P A 駐車場部 (上り線) に基層混合物を舗設するもの。																																								
	レベリング工 アスファルト基層混合物 B	駐車場規制内において、野幌 P A 駐車場部 (下り線) に基層混合物を舗設するもの。																																								
	レベリング工 アスファルト安定処理混合物 A (Y)	夜間駐車場規制内において、野幌 P A 駐車場部 (上り線) にアスファルト安定処理混合物を舗設するもの。																																								
レベリング工 アスファルト安定処理混合物 B	駐車場規制内において、野幌 P A 駐車場部 (下り線) にアスファルト安定処理混合物を舗設するもの。																																									
単価表の項目	区分内容																																									
切削オーバーレイ工 A 2-1 (Y)	美唄 I C を夜間ランプ閉鎖規制内において、既設舗装路面を路面切削機で切削した後、基層用アスファルト混合物及び高機能舗装 II 型用混合物を舗設するもの (切削廃材の処分費は有償)。																																									
打換工 A 1-1	江別西 I C A、D、E、F ランプを車線規制内において、基層表面から上層路盤表面までを路面切削機で切削した後、 <b>基層</b> 表面の高さまで基層用アスファルト混合物を舗設するもの (切削廃材の処分費は有償)。																																									
打換工 A 1-1 (Y)	江別西 I C B、C、G、H ランプを夜間ランプ閉鎖規制内において、 <b>基層</b> 表面から上層路盤表面までを路面切削機で切削した後、 <b>基層</b> 表面の高さまで基層用アスファルト混合物を舗設するもの (切削廃材の処分費は有償)。																																									
打換工 A 1-2 (Y)	美唄 I C A、B、C、D ランプを夜間ランプ閉鎖規制内において、 <b>基層</b> 表面から上層路盤表面までを路面切削機で切削した後、 <b>基層</b> 表面の高さまで基層用アスファルト混合物を舗設するもの (切削廃材の処分費は有償)。																																									
レベリング工 橋梁レベリング混合物 A (T)	昼夜連続車線規制内において、橋梁部に橋梁レベリング混合物を舗設するもの。																																									
レベリング工 アスファルト基層混合物 A (Y)	夜間駐車場規制内において、野幌 P A 駐車場部 (上り線) に基層混合物を舗設するもの。																																									
レベリング工 アスファルト基層混合物 B	駐車場規制内において、野幌 P A 駐車場部 (下り線) に基層混合物を舗設するもの。																																									
レベリング工 アスファルト安定処理混合物 A (Y)	夜間駐車場規制内において、野幌 P A 駐車場部 (上り線) にアスファルト安定処理混合物を舗設するもの。																																									
レベリング工 アスファルト安定処理混合物 B	駐車場規制内において、野幌 P A 駐車場部 (下り線) にアスファルト安定処理混合物を舗設するもの。																																									
	20	20																																								